

社会福祉法人 志紋福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志紋福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもって支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又は監事による監査の実施など法人の業務（以下「法人業務」という。）及び施設業務に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

(1) 理 事 10,000 円

・各年度の総額は 550,000 円を超えない範囲とする。

(2) 監 事 10,000 円

・各年度の総額は 250,000 円を超えない範囲とする。

(3) 評議員 10,000 円

・各年度の総額は 400,000 円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務のために出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、当法人旅費規程に準じて支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しないものとする。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。

この規程は、平成30年6月22日より施行する。

この規程は、令和5年6月26日より施行する。